

本市の生活排水対策について

(提 言)

平成 16 年 2 月 17 日

四日市市下水道事業運営委員会

平成 16 年 2 月 17 日

四日市市長 井上 哲夫 様

四日市市下水道運営委員会

委員長 小林 博次

本市の生活排水対策について（提言）

市全域の生活排水対策を早期に進めるため、当運営委員会は別紙のとおり提言します。

目 次

1	提言にあたって	1
2	生活排水対策の現状と課題	2
(1)	公共下水道事業	2
(2)	農業集落排水事業	3
(3)	コミュニティ・プラント事業	3
(4)	合併処理浄化槽設置整備事業	3
3	生活排水対策への提言	5
(1)	市全域の衛生処理率の向上	5
(2)	市街化区域の整備	5
(3)	市街化調整区域の整備	5
(4)	維持管理の民営化	6
(5)	市民への情報提供	6
(6)	市町合併後の整備	6
4	資 料	別添

1 提言にあたって

今般、公共事業の効率化が強く求められているが、生活排水処理施設の整備についても例外ではない。生活排水対策の手法として長期的な展望にたてば、公共下水道で整備することが望ましいが、公共下水道は長い時間と多額の建設費を要することから、その負担が市の財政運営に大きな負担となっている。

このような状況を考えれば、生活排水対策の各手法の特性、効果、経済性等を十分検討し、地域に最も適した手法を選択し、過大な投資を避け、効率的な整備を図ることが重要である。

しかしながら、生活排水処理施設の整備は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全の観点から、非常に重要な事業であり、その整備負担の大きさにより、事業の推進が抑制されるようなことがあってはならない。

そこで、当運営委員会は、公共下水道事業を中心としながら、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）事業、合併処理浄化槽設置整備事業（既存集落環境整備事業を含む。）を含めた生活排水対策について調査した。

2 生活排水対策の現状と課題

(1) 公共下水道事業

公共下水道事業は、市の中心部の浸水対策を主目的として、昭和 29 年から合流式により整備にとりかかり、昭和 37 年 10 月に供用を開始した。

その後、市勢の発展に伴なって計画区域の拡大を図り、単独公共下水道として公社・公団などの団地も含めながら整備区域の拡大を図ってきた。

また、昭和 51 年に三重県が策定した四日市・鈴鹿水域流域別下水道整備総合計画により、三滝・海蔵川より北を北勢沿岸流域下水道（北部処理区）、内部・鈴鹿川より南を同（南部処理区）、及びこれらに挟まれた区域を単独公共下水道区域に位置付けられたことにより市全域を計画区域とした。

北勢沿岸流域下水道関連公共下水道の北部処理区は、昭和 52 年、南部処理区は平成 2 年に事業着手し、北部処理区は昭和 63 年から、南部処理区は平成 8 年から一部供用を開始して今日に至っている。また、市街化調整区域では、平成 5 年度から桜地区において鈴鹿山麓研究学園都市の開発による公共用水域の水質保全と下流の水道水源の保全を目的として、特定環境保全公共下水道事業を進めている。

しかしながら、本市の下水道普及率は平成 14 年度末で 56% の状況であり、全国平均の 63.5% を下回っている状況にある。

その主な要因としては、市街地の多くが低平地にあって、ポンプによる強制排水を必要とするなど、浸水対策に力を注いできたためである。

下水道事業は、平成 14 年度から地方公営企業法の一部（財務規定等）適用を行い、企業会計方式に基づく財政状態及び経営成績を明瞭に示しながら、事業経営を進める体制を整えたところである。

そこで、より経営という観点から、今後、雨水整備を含めた企業債残高（平成 15 年度末で汚水・雨水を含めて約 1,017 億円）をこれ以上増やさないことを条件に、事業の長期経営計画を策定したところである。これによると、汚水整備は日永浄化センター第 4 系統の増設を控えており、早期に面整備の大幅な拡大は見込めず、今進めている市街化区域内の整備に相当の年限（今後 35 年程度）を要する見込みであるが、さらなる建設費のコスト縮減や維持管理費の軽減を図りながら整備区域の拡大に努める。

(2) 農業集落排水事業

農業振興地域内で実施している農業集落排水事業は、昭和 52 年度に農村総合整備モデル事業の一工種として県地区で着手したのを最初に、農業集落排水事業を事業化してからは、平成元年度以降小牧南、狭間、水沢東、水沢野田、堂ヶ山、北小松、鹿間地区と順次着手し、平成 13 年度にはその全てが供用を開始し、現在、水沢中部、小西の 2 地区において事業を実施中である。今後、水沢東部、和無田、六名、貝家の 4 地区で事業を進める計画である。

なお、県地区は、供用を開始してから既に 24 年を経過して処理施設が老朽化したため、今年度機器の一部を更新したが、併せて 8 処理施設も順次施設更新が必要となるため、今後、維持管理費の増大が重要な課題となってくる。

(3) 本市のコミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）整備事業は、小牧地区においては平成 9 年 6 月、神前地区においては第 1 期工事分が平成 13 年 6 月、第 2 期工事分が平成 15 年 4 月に供用開始され、既にこの 2 地区で事業は完了している。

(4) 合併処理浄化槽設置整備事業

本市の浄化槽設置整備事業は、昭和 63 年度に下水道認可区域外で補助制度が創設され、平成 5 年度に下水道認可区域への補助対象区域を拡大し、下水道認可区域外の既存建築物については、平成 10 年度に汲取りトイレから合併処理浄化槽への転換促進を図るため、加算補助金制度を設置するなど制度の充実を図り、平成 14 年度における補助基数は 630 基、同年度末での累積総基数は 10,043 基となっている。

本市の合併処理浄化槽による汚水衛生処理人口の割合は、平成 14 年度末で公共下水道の 44.4% に次いで 21.2% を占めており、今後とも約 20% 前後の割合を維持しながら、本市の生活排水対策に重要な役割を果たしていくものと予想される。

そのため、公共下水道等の整備予定が相当先になる地域を中心に補助制度を継続するとともに、加算補助金制度を組み合わせながら合併処理浄化槽への速やかな転換促進を図ることとする。

また、処理水の放流先が困難な市街化調整区域内の既存集落で管渠整備を行う既存集落排水環境整備事業は、保々地区において平成 13 年度に整備を完了した。

この事業は、管渠整備を行うことで合併処理浄化槽の集団設置が促進されることから、他に 11 区域を事業計画区域に選定している。

以上、各生活排水対策を進めた結果、平成 14 年度末の汚水衛生処理率は 67.2%の状況である。

3 生活排水対策への提言

当運営委員会は、下水道部から生活排水対策の各手法について、資料と図面に基づき、事業の進捗状況と課題について説明を受けるとともに、関係部局の職員を同席させて意見聴取し、委員から出された意見をもとにして、今後、市全域の生活排水対策を早期に進めるよう次のとおり提言する。

(1) 市全域の衛生処理率の向上

本市は、行政区域面積 19,740ha のうち市街化区域が約 36%の 7,054ha を占めており、残りの 64%が市街化調整区域である。また、人口 29 万 6 千人の約 85%の 25 万 2 千人が市街化区域に居住し、15%の 4 万 4 千人が市街化調整区域に居住している。

市全域の衛生処理率を向上させるには、市街化区域と市街化調整区域とが混在している本市の状況を十分に配慮しつつ、市街化区域はもちろん市街化調整区域についても地域の特性に合わせた生活排水対策を進められたい。

(2) 市街化区域の整備

市街化区域については、石油化学コンビナートを除くほぼ全域を公共下水道計画区域として都市計画決定し、併せて事業認可をも得て整備を進めており、今後も公共下水道で整備を進めるべきである。

今後、限られた予算の中でできるだけ多くの市民が早期に公共下水道のサービスを受けられるためにより一層効率的な整備が望まれる。

それには、整備効率の高いところを優先して整備するとともに、要望の高い地区を優先して整備する等工夫に努められたい。

また、市街化区域内にあって、都市公園区域や生産緑地に指定された田畑の多い地域等整備効率が悪い地域については、公共下水道の整備が遅れることから、不公平が生じないように合併処理浄化槽の設置補助による水洗化の促進に努力されたい。

(3) 市街化調整区域の整備

市街化調整区域にある下水道全体計画区域に位置付けした地域で、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）と特定環境保全公共下水道整備区域を除いた地域では、早期に水洗化を進めるため、当面、合併浄化槽設置整備事業を

基本として進めることとする。

なお、合併処理浄化槽からの処理水の放流先の確保が困難な地区については、既存集落環境整備事業の手法も含めて排水管等の整備を図るべきである。

農業集落排水事業は、地元住民の総意による要望が事業採択の前提となるが、事業実施中の2地区については計画どおり進めることとし、既に供用済みの地区については処理施設の維持管理費が今後大きな負担となることが予想されることから、下水道への接続について関係機関と連携を図ること。

また、市街化調整区域で下水道全体計画に含まれる地区の内、市街化区域に近接した地区については、汚水を公共下水道汚水幹線に放流することにより、処理場の建設を伴わない農業集落排水事業との連携について、国、県と協議しながら検討を進めるべきである。

(4) 維持管理の民営化

生活排水施設の維持管理には多額の費用を必要とすることから、コスト縮減の観点から、民間企業に任せられるものは民間企業への委託を推進されたい。

(5) 市民への情報提供

下水道の整備予定個所や長期的な展望、財政状況等の情報については、広く市民に知らしめるべきであり、ホームページ、広報等を活用してわかりやすく積極的に公開し、市民の理解と賛同を得られるよう努めていくことが必要である。

(6) 市町合併後の整備推進

本市と楠町は平成16年度末までの合併に向けて協議を進めているところであるが、楠町は浸水対策が懸案事項となっており、合併後は市の下水道事業の進捗に影響を及ぼす恐れがあるので、現計画が遅れることのないよう努力すべきである。

以上

下水道事業運営委員会

委員長 小林 博次

副委員長 宇佐美正二郎

委員 伊藤 正数

委員 豊田 政典

委員 山口 のぶ子

委員 林 やすこ

委員 高羅 英彦

委員 岩崎 祐子

委員 稲澤 克祐

